

小牧市議会議案第55号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定するものとする。

令和2年4月30日提出

小牧市議会議員	小	島	倫	明
同	上	加	藤	晶子
同	上	河	内	伸一
同	上	小	川	真由美
同	上	熊	澤	一敏
同	上	玉	井	宰
同	上	澤	田	勝己

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年小牧市
条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 令和2年5月1日から同年10月31日までの間における議長、副議長及び議員に係る議員報酬の支給については、第2条に規定する月額からそれぞれ当該月額の100分の10に相当する額を減じて支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、議長、副議長及び議員に支給する議員報酬を減額するため必要があるからである。

参考資料

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例案のあらまし

- 1 令和2年5月1日から同年10月31日までの間における議長、副議長及び議員に係る議員報酬の支給については、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条に規定する月額からそれぞれ当該月額の100分の10に相当する額を減じて支給するものとする。（附則第3項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。